

JIS

人間工学—
人とシステムとのインタラクション—
ユーザビリティの定義及び概念

JIS Z 8521 : 2020

(JES/JSA)

令和 2 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	楨 徹雄	東京都市大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山田 陽滋	名古屋大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 2.2.20

官 報 掲 載 日：令和 2.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本人間工学会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-16 赤坂スクエアビル TEL 03-3587-0278)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 ユーザビリティの根拠及び効用	6
5 特定の利用状況におけるユーザビリティ	6
5.1 ユーザビリティの概念	6
5.2 システム, 製品又はサービス	7
5.3 “特定の” 状況におけるユーザビリティの考慮	8
6 利用の成果	8
6.1 成果としてのユーザビリティ	8
6.2 効果	9
6.3 効率	9
6.4 満足	10
6.5 ユーザビリティの概念の用途	11
6.6 その他の利用の成果	11
7 利用状況	12
7.1 利用状況の構成要素	12
7.2 利用状況におけるユーザ	12
7.3 利用状況における目標	13
7.4 利用状況におけるタスク	14
7.5 資源	14
7.6 環境	15
8 ユーザビリティの概念の適用	16
8.1 様々なシステム, 製品又はサービスを利用した成果として生じるユーザビリティ	16
8.2 ユーザビリティのために求められるユーザ, タスク及び環境の特性	17
8.3 設計・開発において達成すべきユーザビリティ	17
8.4 調達におけるユーザビリティ	17
8.5 再検討又は比較の際のユーザビリティ	18
8.6 マーケティング及び市場調査へのユーザビリティの活用	18
附属書 A (参考) ユーザビリティの測定尺度	19
参考文献	22
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	28

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人 日本人間工学会（JES）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8521:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

人間工学—人とシステムとのインタラクション— ユーザビリティの定義及び概念

Ergonomics of human-system interaction— Definitions and concepts of usability

序文

この規格は、2018年に第2版として発行されたISO 9241-11を基とし、日本国内での実情と異なる点があるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、ユーザビリティの概念を説明し、インタラクティブシステム、ほかのタイプのシステム（建築環境を含む。）、製品（工業製品及び消費者製品を含む。）及びサービス（技術的なサービス及び個人サービスを含む。）を利用する状況にユーザビリティの概念を適用する枠組みを提供する。

この規格は、

- ユーザビリティが利用の成果であることを説明し、
- 重要な用語及び概念を定義し、
- ユーザビリティの基本を明らかにし、
- ユーザビリティの概念の適用方法を説明する。

ユーザビリティを考慮した設計及び評価における具体的なプロセス及び方法については説明しない。

この規格は、主に次の人々を対象にしている。

- ユーザビリティの専門家及び人間工学の専門家
- システム、製品及びサービスの設計者及び開発者
- 品質保証の担当者
- 公共団体及び企業の購買担当者
- 消費者団体

この規格の最も一般的な適用対象は、設計及び評価である。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9241-11:2018, Ergonomics of human-system interaction—Part 11: Usability: Definitions and concepts (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。